

消費者庁発足2年を迎えるにあたり、消費者行政の強化及び
国民生活センターの在り方に関する議論の再検討を求める会長声明

2009年9月に発足した消費者庁は、これまで事故情報の公表など、啓発等の分野に関しては一定の役割を果たしてきたが、発足から2年を迎えようとしている現在まで、1つの法案も起草していない。

近時においても、全国の消費生活センターには、「買取商法」、映像の有料配信サービスの提供、投資用マンションの販売取引、海外留学あっせん契約、水資源の権利や有料老人ホームの利用権といった政令指定外の「権利」の取引等、特定商取引に関する法律（特商法）の適用除外、あるいは解釈上同法の適用が直ちには認めがたい取引に関する消費者被害の相談が多数寄せられている。

この点について、日本弁護士連合会が本年7月29日に消費者庁長官に対して、所管省庁への申入れや、所管省庁がこれに応じない場合には自ら法令改正の提案を行うよう要請しているところであるが、本来であれば、消費者庁が「消費者行政の司令塔」として、これらの問題への対応を積極的に行うべきである。

また、本年7月25日、消費者庁と国民生活センターに構成された「国民生活センターの在り方見直しに係るタスクフォース」による「国民生活センターの在り方の見直しに係るタスクフォース取りまとめ（案）」が公表されたが、これには内閣府消費者委員会の意見が十分に反映されていない。

消費者庁及び消費者委員会設置法附則第3項に規定された消費者行政組織の見直しについては、衆議院及び参議院の附帯決議において、内閣府消費者委員会の意見を十分に尊重することが求められているが、その内閣府消費者委員会は、本年7月15日付け意見書において「タスクフォース」の検討結果を最終結論にすべきでなく、新たな検討会の立ち上げをするように求めている。

いうまでもなく、消費者行政の主役は消費者であり、その消費者から被害の相談を受け、その救済に当たる現場の声、この議論にも十分に反映する必要があり、その意味でも内閣府消費者委員会の前記意見書にあるとおり、消費者・消費者団体、弁護士等の有識者・研究者なども参加した新たな検討会において、議論を公開のうえで審議されるべきである。

なお、「タスクフォース」による「取りまとめ（案）」によれば、国民生活センターの機能を基本的に消費者庁へ移管するとしているが、国民生活センターがこれまで担ってきた「国民生活改善」のための柔軟で機動的な情報提供が、官庁に移管されることにより困難となる危険性などもあり、この「取りまとめ（案）」については、内容的にも再検討が強く求められるといわざるを得ない。

よって、後を絶たない消費者被害の予防・救済のため、「消費者行政の司令塔」である消費者庁に積極的な対応を求めるとともに、国民生活センターの在り方に関する議論については、検討部署そのものも含めて再検討を求める。

2011（平成23）年8月22日

佐賀県弁護士会 会長 辻 泰 弘